1. 目的

地域活性化支援センターでは、多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設として利用環境の充実を図るため、テレワークや創業の準備段階から、経営支援まで幅広い利用を可能とするコワーキングスペース、シェアオフィスを設置しています。

この募集要項では、シェアオフィスを使用する事業者の募集に関し、必要な 事項を定めるものです。

地域活性化支援センター(ひらっく)のビジョン 「多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設へ」

~手厚いサポートのある関西一創業しやすい街 枚方を目指して~ 地域活性化支援センターは、多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の 創業支援施設として、創業支援のワンストップ相談窓口となり、専門家による 経営相談、人材及び組織の育成支援等を行うとともに、利用者同士が交流で き、ビジネス面での相乗効果が期待できる機会を創出する。

ワンストップ相談窓口

- ・専門家への経営相談
- ・きめこまやかなビジネスサポート
- ・創業に関する情報提供
- ・創業支援機関との連携

子育て世代の支援

- ・子ども預かりサービスの試行実施
- ・新たなビジネスにチャレンジする
- 子育て世代をターゲットとした創業支援

□ ひらうべ

コミュニティの形成

- ・新たなコミュニティの形成のための 創業者・創業準備者が集う施設へ
- ・市内の民間コワーキング施設との連携
- ・異なるステークホルダー間の協働促進

テレワーク環境の整備

・テレワークの普及に伴う「働き方の新しいスタ イル」 への転換が図れるような環境づくり

- ・本拠から離れた場所に設置される「サテライト
- オフィス」として活用できる環境の整備

若手起業家の育成

- ・若手起業家のコミュニティにおける 交流の創出と事業展開を支援
- ・地域性を活かした若手起業家の発掘
- ・学生ベンチャーのビジネスサポート

2. 資格要件

以下の要件全てを満たす方です。

- ●法人または個人事業主
- ●本施設の設置目的やビジョンを理解し、本市の事業に協力していただける方。 地域活性化支援センターにおいて利用者同士の交流を促進し、コミュニティ形成につなげていくため、市が開催する事業(セミナーやイベント等)への参加や周知等の協力をお願いすることがあります。
- 例:コミュニティ形成につながるセミナー・イベントの開催、コワーキングスペースでの会議・商談などを通して、施設の活性化を図る。定例のシェアオフィス会議に参加。ひらっく主催イベント(ランチ会など)の参加など。
- ●枚方市の市税等に滞納がないこと。
- ●枚方市暴力団排除条例(平成24年枚方市条例第45号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者に該当しない方

3. 使用期間

原則1年間。月単位の利用も可。

4. 利用条件

事務所としての利用を想定しているため、シェアオフィスで以下の事項は行うことはできません。

- ●入居時申請した事業以外での使用
- ●寄付等の勧誘その他これに類する行為
- ●祭事等の宗教行事または布教活動
- ●貸室等の転貸
- ●その他事務所の利用として不適切な行為

5. 応募・選考方法

枚方市民及び市外在住者のいずれもが応募できます。

所定の「事前協議書」及び「事業計画書」を、受付期間内にひらっくに必着するよう郵送(一般書留郵便または簡易書留郵便)または窓口へ持参してください。提出時に、内容についてヒアリングを実施します。

応募受付期間は<u>令和7年12月26日(金)まで</u>です。入居決定については、 令和8年1月下旬までにお知らせいたします。

入居審査は書面での選考です(入居者は4組を予定)。成績順にシェアオフィス1~4号室の希望の部屋を選択していただきます。

6. 申請にあたっての留意事項

- 提出書類は返却しませんので、ご注意ください。
- 応募内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合、応募者の責任で解決してください。
- 応募内容は公開される可能性があります。公開により生じたトラブルについて、市はいかなる責任も負いかねますので予めご了承ください。
- 事業内容について、法令等に違反するもの、また、法令等に違反していると 認められるに足る事実が判明した場合は、応募自体が無効となりますので予 めご了承ください。

7. シェアオフィスの部屋タイプ・料金・設備等

部屋番号	面積	部屋数	利用料金(月額)※
1号室	5. 98 m ²	1室	12,500円
2号室	5. 61 m ²	1室	11,900円
3号室	5. 43 m ²	1室	11,500円
4号室	7. 18 m ²	1室	15,900円

※シェアオフィス入居者のうち<u>最大2名</u>、コワーキングスペースを無料で 利用可能。

●設備

- ・ワークデスク 2台 ・チェア 2脚
- ・キャビネット(鍵付き)2台 ・電 源 4口
- ・無線Wi-Fi あり(シェアオフィス入居時にパスワードをお伝えします) ※4号室のみ、上記に追加し、打ち合わせ用丸テーブル及びチェア2脚あり。

8. シェアオフィス平面図



9. 地域活性化支援センター5階イメージ図



10. 問い合わせ・郵送先

枚方市立地域活性化支援センター

〒573-1159

枚方市車塚1丁目1番1号輝きプラザきらら6階

TEL: 050-7105-8080 FAX: 072-851-5384

e-mail: business-sp@city.hirakata.osaka.jp